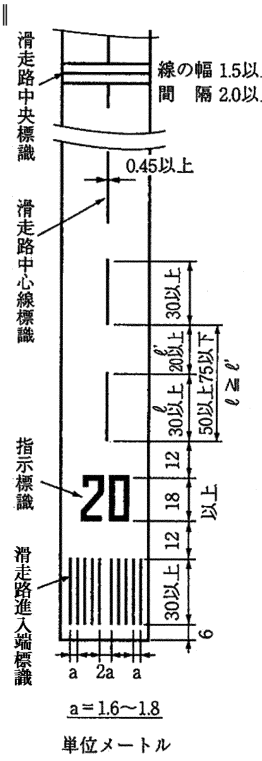
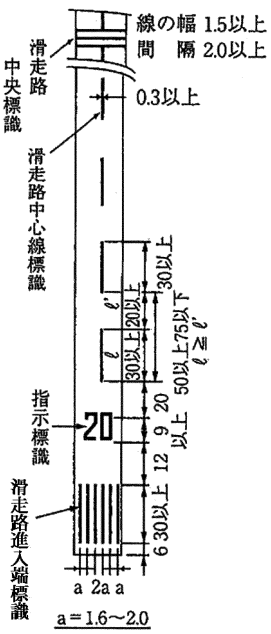
備考
一　（略）
二　色彩は、イの場合は明瞭な一色とし、ロの場合は対照的な二色とする。
二　（略）
備考　（略）
3　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識
一　計器着陸用滑走路の場合
イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合

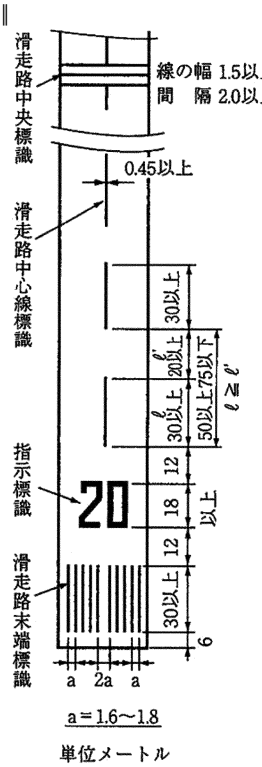



ロ　幅が三十メートル未満の滑走路の場合

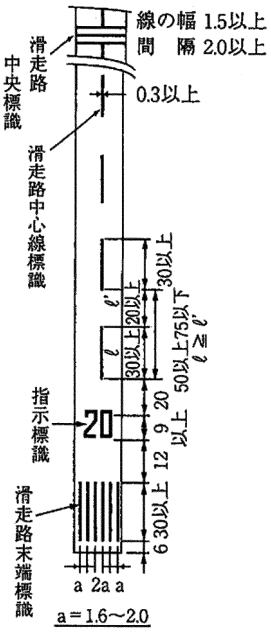



二　非計器着陸用滑走路の場合
イ・ロ　（略）
備考
一　色彩は、明瞭な一色とすること。
二　指示標識の数字は、進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたものの十分の一（小数点以下第一位を四捨五入する。）の整数とする。一桁となる場合は最初に〇をつける。
三～六　（略）
七　精密進入用滑走路における滑走路中心線標識の幅は、〇・九メートル以上とすること。
八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。
（表　略）

備考
一　（略）
二　色彩は、イの場合は明りような一色とし、ロの場合は対照的な二色とする。
二　（略）
備考　（略）
3　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路末端標識及び滑走路中央標識
一　計器着陸用滑走路の場合
イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合




ロ　幅が三十メートル未満の滑走路の場合




二　計器着陸用以外の滑走路の場合
イ・ロ　（略）
備考
一　色彩は、明りような一色とすること。
二　指示標識の数字は、進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたものの十分の一（小数点以下第一位を四捨五入する。）の整数とする。一桁となる場合は最初に〇をつける。
三～六　（略）
七　精密進入を行なう計器着陸用滑走路における滑走路中心線標識の幅は、〇・九メートル以上とすること。
八　滑走路末端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。
（表　略）